

令和 7 年第 4 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和7年4月10日（木）午後3時10分から午後3時45分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員（8名）

会	長	8 番	増田 榮
会長職務代理者		7 番	長谷川 貴子
委	員	1 番	長崎 光男
		2 番	朝倉 友子
		3 番	鈴木 憲司
		4 番	野村 斗士夫
		5 番	川崎 重克
		6 番	藤崎 賢治
- 4 欠席委員 無し
- 5 総会日程
 - 1 開会宣言
 - 2 町長挨拶
 - 3 委員自己紹介
 - 4 事務局自己紹介
 - 5 臨時議長選出
 - 6 会議書記の指名
 - 7 議事
 - 第1 会長の互選について
 - 第2 千葉県農業会議会員の選出について
 - 第3 会長職務代理者の互選について
 - 第4 議席の決定について
 - 第5 議事録署名委員の指名

議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第3号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第8号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第9号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第10号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第5条届出に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について

8 その他

9 閉会宣言

6 出席職員

農業委員会事務局長 小川 浩昭

農業委員会事務局主事補 鈴木 亜衣人

◎開会

午後 3 時 1 0 分開会

○事務局長（小川浩昭）

一同起立、礼、着席願います。

○事務局長（小川浩昭）

ただ今より、令和 7 年第 4 回栄町農業委員会総会を開会いたします。

私、農業委員会事務局長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

議案書を一枚めくっていただきますと、議事日程となっております。それに沿いまして進めさせていただきます。

◎町長挨拶

○事務局長（小川浩昭）

初めに、町長よりご挨拶申し上げます。橋本町長お願いいたします。

○町長（橋本浩）

皆さん、改めまして、こんにちは。

このたびは、定数 8 名中 6 名の方に引き続き農業委員をお引き受けいただき、また、認定農業者で、農業に関する知識と経験が豊富な 2 名の方に、新たに農業委員をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。

皆さまには、日頃から町の農地行政に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、当町では、農業者の高齢化が進み、担い手の確保が困難となっている地域が多いことから、持続的に農地の利用を図りながら、地域の活性化を進めていくことが課題となっております。

そのような中、町ではこのたび、「幸せを感じられるあたたかいまち」をつくることを目指した「第 3 次総合戦略」を策定し、「地域特性を活かし、産業が活性化した栄町をつくる」ことを戦略の一つとして掲げ、「持続可能な農業を営める栄町づくり」に取り組んでいくこととしたところでございます。

委員の皆さまにおかれましては、担い手への農地等の利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化の推進という大変重要な任務を遂行していただく中で、この取組に対し、格別なご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○事務局長（小川浩昭）

ありがとうございました。なお、町長は、このあと公務のため退席させていただきます。

◎委員自己紹介

○事務局長（小川浩昭）

続きまして、委員自己紹介でございますが、今回は改選後初めての総会ですので、朝倉委員から順に自己紹介をお願いします。

（五十音順に自席で自己紹介）

◎事務局自己紹介

○事務局長（小川浩昭）

ありがとうございました。続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

（鈴木主事補の自己紹介）

◎臨時議長選出

○事務局長（小川浩昭）

続きまして、臨時議長選出になります。通常、会議は農業委員会会長が議長となって進行いたしますが、本日は改選後初めての総会ですので、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条に、議長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に議長の職務を行うとございますので、この規定を準用いたしまして、年長の増田委員に臨時議長の職務を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

増田委員議長席へお願いいたします。

（増田委員、議長席に移動）

○臨時議長（増田榮）

ただいま、臨時議長にご指名いただきました増田でございます。なにぶん議長の職務は不慣れでございますので、皆様のご協力をお願いいたします。

本日は、農業委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、本総会は成立しておりますことをご報告いたします。

◎会議書記の指名

○臨時議長（増田榮）

続きまして、本日の総会の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の鈴木氏を指名いたします。

◎議事第1 会長の互選について

○臨時議長（増田榮）

それでは、議事に入ります。

議事第1 の会長の互選について、お諮りいたします。選出の方法はいかがいたしましょうか。はい、朝倉委員。

○2 番（朝倉友子）

指名推薦の方法を提案いたします。

○臨時議長（増田榮）

ただいま、朝倉委員から指名推薦とのご発言がございましたが、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声 多数）

○臨時議長（増田榮）

異議なしと認め、指名推薦といたします。推薦の発言を求めます。はい、朝倉委員。

○2 番（朝倉友子）

増田委員に会長をお願いしたいので推薦いたします。

○臨時議長（増田榮）

ただいま、朝倉委員からご発言がありましたが、他にご意見はありませんか。ないようですので、それでは、わたくし増田を会長に決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声 多数）

○臨時議長（増田榮）

それでは、異議なしと認め、会長は増田に決定しました。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、増田会長に就任のご挨拶をいただきたいと思います。

○会長（増田榮）

ただいま、皆さんから、ご指名をいただきました増田です。

米作りは何十年もやっていますが、会長職には慣れていませんので、皆様のご協力を得まして3年間務めてまいりますので、よろしくお願いします。

(増田新会長議長席で起立し挨拶)

◎議事第2 千葉県農業会議会員の選出について

○議長(増田榮)

次に、議事第2の千葉県農業会議会員の選出について、お諮りします。

農業会議の会員は、町農業委員会を代表して県の会議等に出席する者ということなので、会長の私が務めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声 多数)

○議長(増田榮)

それでは、異議なしと認め、千葉県農業会議の会員は会長の私が務めることに決定しました。

◎議事第3 会長職務代理者の互選について

○議長(増田榮)

次に、議事第3の会長職務代理者の互選について、お諮りします。選出方法はいかがいたしますか。はい、朝倉委員。

○2番(朝倉友子)

会長一任でよいと思います。

○議長(増田榮)

会長一任の声がありましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声 多数)

○議長(増田榮)

それでは、長谷川委員を指名させていただき、会長職務代理者に決定することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声 多数)

○議長（増田 榮）

異議なしと認め、長谷川委員が会長職務代理者に決定しました。それでは、長谷川委員に就任のご挨拶をいただきたいと思います。

○会長職務代理者（長谷川 貴子）

ただいま、会長職務代理者として会長から指名いただきました長谷川です。四期目とは言え、まだまだ未熟なところもあり、前任者のように勤められるかどうか不安ですが、会長の支えになるよう3年間頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

（長谷川会長職務代理者自席で起立し挨拶）

◎議事第4 議席の決定について

○議長（増田 榮）

次に、議事第4の議席の決定を行います。議席につきましては、くじ引きにより行いたいと思いますが、慣例により会長職務代理者は7番に、会長は8番にしたいと思います。くじ引きの方法については、事務局より説明願います。

○事務局長（小川 浩昭）

くじ引きは、2回行います。まず、現在の仮議席順に予備抽選を行い、その後本抽選により議席を決定したいと思います。

（くじ引きを実施）

○事務局長（小川 浩昭）

抽選が終わりましたので、結果を発表いたします。

（決定した議席を発表）

本抽選結果	1 番	長崎	光男
	2 番	朝倉	友子
	3 番	鈴木	憲司
	4 番	野村	斗士夫
	5 番	川崎	重克
	6 番	藤崎	賢治
	7 番	長谷川	貴子
	8 番	増田	榮

○議長（増田榮）

座席変えを行います。議席は、ただいま着席の議席とします。

◎議事録署名委員の指名について

○議長（増田榮）

次に、議事第5の議事録署名委員の指名についてですが、私から指名させていただいても異議ありませんか。

（「異議なし」の声 多数）

○議長（増田榮）

それでは、1番長崎委員と2番朝倉委員をお願いします。

○議長（増田榮）

次に、議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてから議案第10号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、を一括議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、議案第1号から議案第10号まで、一括して説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされております。

また、栄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例により推進委員の定数は10人とされております。

選任に当たりましては、農業委員会等に関する法律で、推進員になることが出来ない者としては「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者」となっております。

次に、「農業委員会は、推進委員の委嘱に当たっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならない」などとなっております。

この度、各地区から推薦をいただきました10名の候補者につきましては、調査の結果、全て推進委員になれる要件を満たしております。以上、ご報告させていただきます。

ます。

それでは、10名の方々についてご説明いたします。

初めに、議案第1号、八田羽靖さんです。

担当地区は、安食の一区になります。

次に、議案第2号、竹内邦夫さんです。

担当地区は、安食の二区と三区、安食ト杭新田です。

次に、議案第3号、池田栄治さんです。

担当地区は、須賀と新田です。

次に、議案第4号、藤崎進さんです。

担当地区は、北辺田と矢口です。

次に、議案第5号、麻生新治さんです。

担当地区は、興津と麻生です。

次に、議案第6号、大見川正明さんです。

担当地区は、龍角寺と酒直の南部地区になります。

次に、議案第7号、後藤良和さんです。

担当地区は、南部地区を除く酒直地区です。

次に、議案第8号、山田敏文さんです。

担当地区は、西・布太・三和・南地区です。

次に、議案第9号、埜寄久雄さんです。

担当地区は、中谷・北・曾根・請方地区です。

最後に、議案第10号、塩田一雄さんです。

担当地区は、布鎌酒直他ご覧の9地区です。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（増田榮）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、質疑を打ち切りこれより採決します。

採決は、議案第 1 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、から議案第 10 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、までを一括で採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（増田榮）

挙手全員。よって議案第 1 号から議案第 10 号については、原案のとおり決定しました。

○議長（増田榮）

次に、議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、11 ページ 議案第 11 号整理番号 1 について、ご説明いたします。

場所については、13 ページをご覧ください。

農地の所在が酒直字浅間下埜、地目は登記簿が原野、現況は田、面積は 8, 253 m²他 12 筆で、合計 39, 804 m²です。譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものでございます。譲受人の労力総数は 2 人、申請事由は、譲渡人が相続した農地の処分、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

次に、譲受人は法人ではなく、また、信託行為ではありませんので、同項第 2 号の法人要件及び同項第 3 号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第 5 号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地は田で、譲受人は許可後も、水稻を作付けする計画なので、問題はないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果も事務局から報告願います。

○事務局長（小川浩昭）

申請された農地について、現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地は、耕耘がなされていて、適正に管理された状態でした。特に問題はないと思われます。以上です。

○議長（増田榮）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。議案第11号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員。よって議案第11号整理番号1は、許可することに決定しました。

○議長（増田榮）

続いて、議案第11号整理番号2について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、12ページ 議案第11号整理番号2について、ご説明いたします。

場所については、14ページをご覧ください。

農地の所在が押付字中、地目は登記簿・現況共に田、面積は145㎡他18筆で、合計12,837㎡です。譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件も、売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものでございます。譲受人の労力総数は4人、申請事由は、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第

1号の全部効率利用要件及び同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

次に、譲受人は法人ではなく、また、信託行為ではありませんので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は田で、譲受人は許可後も、水稻を作付けする計画なので、問題はないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果も事務局から報告願います。

○事務局長（小川浩昭）

申請された農地について、現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地は、耕耘がなされていて、適正に管理された状態でした。特に問題はないと思われます。以上です。

○議長（増田榮）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。議案第11号整理番号2を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員。よって議案第11号整理番号2は、許可することに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、15ページ 議案第12号整理番号1についてご説明させていただきます。場所については16ページをご覧ください。

農地の所在は、龍角寺字前原、地目は登記簿・現況共に畑、面積は274㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う使用貸借権を目的として、農地法第5条の許可を申請されたものです。転用事由は、借受人は現在、町内でアパート暮らしをしており、家族が増えるということで住宅建設の必要性に迫られたことから、実家の家族に相談したところ、現在、栽培しているトマトハウスの隣接地を父から無償で借り受けて、借受人の専用住宅を建築するものです。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農振農用地及び第1種農地ではありません。

また、市街地化の傾向が著しい区域にある第3種農地にも該当いたしません。結果として、小集団の生産性の低い第2種農地に該当すると判断します。

第2種農地の場合、申請地に代えて他の土地を供することで、事業の目的を達成できる時は許可しないとされていますが、他に代替できる適当な土地が無いとのことなので問題はないと考えます。

次に、一般基準ですが、同項第3号の申請目的実現の確実性は、申請書に添付されている事業計画書、残高証明書及び融資証明書から問題はないと思われます。

次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、隣接農地所有者は父であり、計画内容は説明済みです。

また、雨水については敷地内に浸透させ、汚水は合併処理浄化槽を経由し道路側溝へ放流する計画となっており、周辺農地への支障はないと判断いたしました。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。以上で説明とさせていただきます。

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果も事務局から報告願います。

○事務局長（小川浩昭）

申請された農地について、現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地は、成田安食バイパスの房総のむら入口の交差点から100mほどの所になります。

現況は、畑になり、借受人が周辺農地を耕作しており、隣接農地への影響については、問題はないと思われます。以上です。

○議長（増田榮）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。議案第12号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員。よって議案第12号整理番号1は、許可することに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1及び整理番号2については、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、17ページ、議案第13号整理番号1及び整理番号2について、一括してご説明いたします。

場所につきましては、整理番号1が19ページ、整理番号2については20ページと21ページをご覧ください。

整理番号1及び整理番号2については、農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

整理番号1 農地の所在が布太字香取、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は971㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が興津字道面、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は1,494㎡ 他6筆で、合計6,006㎡です。

これらの内容はいずれも賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料は1俵相当額又は1.5俵で、期間は、整理番号1については、令和7年4月21日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。整理番号2については、令和7年4月21

日から令和17年4月20日までの10年間となっております。

借受人につきましては、地域の担い手農家と認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田榮）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。議案第13号 整理番号1及び整理番号2について、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声 多数）

○議長（増田榮）

異議なしとのことですので、議案第13号整理番号1及び整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員。よって議案第13号整理番号1及び整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、22ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。
場所につきましては、23ページをご覧ください。

農地の所在が押付字中 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は145㎡
他17筆で、合計12,358㎡です。

貸付人、借受人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田榮）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（増田榮）

次に、報告第2号 農地法第5条届出に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、24ページ、報告第2号 整理番号1について、ご説明させていただきます。場所につきましては、25ページをご覧ください。

整理番号1 申請人は記載のとおりです。申請地は、安食字田中、地目は登記簿・現況共に畑、面積は565㎡ 他1筆で合計713㎡です。転用目的は、駐車場になります。

本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規程第6条第15号の規定により、令和7年3月19日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田榮）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

◎閉会

○議長（増田榮）

以上で本日の議事はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和7年第4回総会を閉会します。

○事務局長（小川浩昭） 起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時45分閉会